「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
1	仕様書本文	5	2.5.1.	作業スケジュール	お示しいただいたスケジュールは、機器製造の完了後直ちに機器を移設し、環境構築を貴庁施設内で実施する想定であると認識しております。これにつきまして、以下のように考えます。 ①本調達の機器台数が多いことから、受託業者の作業場所において事前作業可能な構築を実施した後で機器設置施設に移設することも想定する必要があると考えます。 ②その場合、機器設置の時期はお示しいただいたスケジュールとは異なるものになりますので、国税庁様と受託事業者の間で機器設置スケジュールについて、調整・合意することが必要になると考えます。 つきましては、6ページ2行目の「・・・を参照すること。」の後ろに以下の文を追加していただけないでしょうか。 「なお、受託者が事前に実施可能な環境構築を行ってから機器設置を行う計画である場合、その旨を提案書に記載すること。機器設置の時期が本仕様書のスケジュールと異なる場合には、国税庁と協議、決定したスケジュールを「法人番号システム用機器導入実施計画書」に記載して確定すること。」	貴庁施設内での作業には時間的な制約があるため、受託者の責任で作業場所を確保し、事前作業可能な範囲で構築を進めることを許容することでスケジュールリスクを軽減できるものと考えます。 また、受託者の作業場所を活用することで貴庁職員様の立会いの負担も軽減できるというメリットもあります。 事前に構築作業を行う場合、機器設置の時期はお示しいただいたスケジュールとは異なるものになると想定されますので、国税庁様と受託業者でスケジュールを調整・合意したうえで推進する必要があると考えます。	有	機器調達のスケジュールについては、機器製造後、当庁施設内に機器を設置し、当庁施設内で環境構築を行うことを当庁で想定して記載しているので、確定的なものではありません。 ご意見のような受託業者によるスケジュールの提案を許容するものとすることから、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 2.5.1. 作業スケジュール 法人番号システムの導入に関する全体スケジュールは、別紙7「法人番号システムの構築スケジュール(案)」のとおりである。 受託者は、当該スケジュールに基づき本調達のスケジュールの詳細について提案し、当庁と協議の上で決定するものとする。 なお、当庁が想定している機器調達付帯作業に関する作業スケジュールについては、別紙8「法人番号システム機器設置等のスケジュール（案）」のとおりであり、作業の詳細については、「8.1. 機器調達付帯作業」を参照すること。 また、政府共通プラットフォームで利用する仮想サーバに追加するソフトウェアの導入作業は、平成27年１月末頃を予定している。	2.5.1. 作業スケジュール 法人番号システムの導入に関する全体スケジュールは、別紙7「法人番号システムの構築スケジュール(案)」のとおりである。 受託者は、当該スケジュールに基づき機器設置・環境構築及びテストを実施すること。 なお、機器調達付帯作業に関する作業スケジュールについては、別紙8「法人番号システム機器設置等のスケジュール（案）」によることとし、作業の詳細については、「8.1. 機器調達付帯作業」を参照すること。 また、政府共通プラットフォームで利用する仮想サーバに追加するソフトウェアの導入作業は、平成27年１月末頃を予定している。
2	仕様書本文	10	2.7.	協業体制の形成	表.4 作業分担表において、本調達の受託者の役割として「システム構築（設計・開発）」と「ネットワーク設計」について、支援（△）は必要でしょうか。 必要な場合、P.54「8.作業要件」に、以下のように設計にかかわる役務要件を記載してはどうでしょうか。 「法人番号システムの開発業者と連携して、ハードウェアやソフトウェアの設計を支援する。 特に本調達の受託者が選定した製品については、本調達の受託者の責任でパラメタ設計を行い、システムが動作することを保証すること。」	機器業者が選定した製品については、機器業者による設計支援やパラメタ設計作業が発生するのではないかと考えます。作業が発生する場合、役割を明確にして頂きたいと考えます。	有	本調達の受託者が主体となる作業があることから、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 表4 作業分担表 （本調達の受託者） 「システム構築（設計・開発）」 ◎ 「ネットワーク設計」 ◎ 8.1.4.1. 機器のセットアップ 受託者は、当庁と協議の上、本調達に当たって提案した内容に基づき「環境定義書(案)」を作成すること。 機器のセットアップに当たっては、「環境定義書(案)」に基づき、以下の事項に留意して環境構築を行い、機器を使用可能な状態にすること。 (1) 本調達において納入する機器等の設計・設定を行うこと。 (2) 受託者が選定したソフトウェアについては、受託者の責任においてパラメタ等の設計・設定を行い、システムが動作することを保証すること。 （中略） (6) 機器のセットアップ作業は、受託者が必要と認めるタイミングでシステムのバックアップを取得すること。 なお、機器設置作業と同様に作業進捗報告を行うこと。 8.1.4.2. 動作・接続確認テスト (3) 受託者は、動作及び接続確認後、「動作・接続確認テスト結果報告書」のほか、あらかじめ作成した設置場所別の機器の明細、消耗品及び設定情報を記載した「環境定義書」の最新化を行い、「環境構築完了報告書」に添付して当庁に提示し、承認を受けること。	表4 作業分担表 （本調達の受託者） 「システム構築（設計・開発）」 （空白） 「ネットワーク設計」 （空白） 8.1.4.1. 機器のセットアップ 受託者は、環境構築を行い、機器を使用可能な状態にすること。 なお、機器設置作業と同様に作業進捗報告を行うこと。 (1) 本調達において納入する機器の設定を行うこと。 [追加] （中略） (4) 機器のセットアップ作業については、受託者が必要と認めるタイミングでシステムのバックアップを取得すること。 8.1.4.2. 動作・接続確認テスト (3) 受託者は、動作及び接続確認後、「動作・接続確認テスト結果報告書」のほか、設置場所別の機器の明細、消耗品及び設定情報を「環境定義書」にまとめ、「環境構築完了報告書」に添付して当庁に提示し、承認を受けること。
3	仕様書本文	10	2.7.	協業体制の形成	表.4 作業分担表において、公表・情報管理機能の環境構築が必要ではないでしょうか。 必要な場合、注釈3に下線部を追記してはどうでしょうか。 ※3 法人番号システム機器設置施設内に構築する検証環境において導入する。また、追加ソフトウェアについては、政府共通プラットフォーム機器にも導入する。	法人番号機器設置施設だけではなく政府共通PF側へ以下の追加導入ソフトウェアの導入作業が発生すると考えます。 ・ファイル転送ソフトウェア ・Webコンテンツ管理ソフトウェア	有	「2.4. 本調達の範囲」及び「8.1.4.1. 機器のセットアップ」において、政府共通プラットフォームへの追加ソフトウェアの導入作業については、本調達の受託者が実施する旨を記載しているところですが、作業分担を明確にするため、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 表4 作業分担表 欄外 ※3 法人番号公表機能及び情報提供機能の本番環境については、政府共通プラットフォームを活用することから、仮想サーバに追加するソフトウェアの導入は、本調達の受託者が実行者となる。	表4 作業分担表 欄外 ※3 法人番号システム機器設置施設内に構築する検証環境において導入する。

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
4	仕様書本文	11	2.8.	借入期間	(1) 検証環境用機器 平成26年11月1日(土)から平成30年10月31日(水)までの48ヶ月間 (法令及び予算の許す範囲で、平成31年7月末まで延長予定) (2) 本番環境用機器 平成27年10月1日(木)から平成31年3月31日(日)までの42ヶ月間 (法令及び予算の許す範囲で、平成31年9月末まで延長予定) (3) バックアップ環境用機器 平成27年10月1日(木)から平成31年3月31日(日)までの42ヶ月間 (法令及び予算の許す範囲で、平成31年9月末まで延長予定) とあるが、応札金額積算の前提となる期間を明確にしてはどうか？	(法令及び予算の許す範囲・・・)とある記述が、あくまで借入期間延長した場合の最終期間を「参考」として記述したものなのか（延長しない可能性があり得るのか）、それとも、法令及び予算を理由として便宜的に借入期間をを分けて記述しているだけで、応札金額の積算にあたっては延長予定期日までを総借入期間として捉え金額を積算する前提なのか。それにより応札金額の積算が異なるため明確にしたい。 (例) (1) ①平成30年10月31日までを積算上の借入期間とした場合は、48ヶ月間の借入を前提に応札金額を積算します。それにより、借入開始から平成30年10月31日まで48ヶ月間の月額金額は毎月均一となります。延長の場合の費用は別途お見積りとなります。 ②平成31年7月末までを積算上の借入期間とした場合は、48+9=57ヶ月の借入期間を前提として応札金額を積算します。それにより借入開始から平成31年7月末までの月額金額は毎月均一となります。	無	（法令及び予算の許す範囲・・・）の記述は、調達仕様書で示すとおり、法令及び予算の許す範囲で機器を利用する予定期間を記述していますが、現時点においては、借入期間以降の予算措置がなされていないため、あくまで予算措置が行われた場合における次期機器へのリプレース時期として考える時期を示しています。 よって、法令及び予算において許されない場合は、延長できないこととなります。	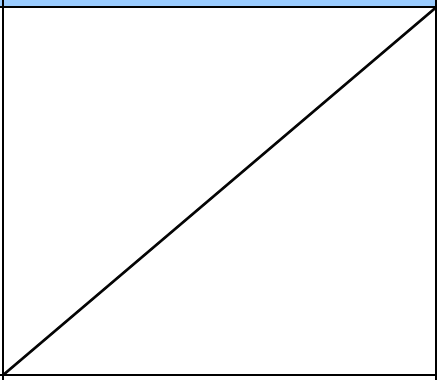
5	仕様書本文	12	3.1.2.	機器の選定に関する要件	「セキュリティに関する機能を提供する製品については、・・・ISO/IEC15408に基づく評価認証を・・・」との記載がありますが、以下のように対象機器を具体的に記載してはどうでしょうか。 「具体的には、セキュリティ機器については、ISO/IEC15408に基づく評価認証を…」	提案する製品が認証を取得していることを確認する必要があるため、対象機器を明確にする必要があると考えます。 アプリ設計開発の調達仕様書には、「具体的には、ルータ及びセキュリティ機器については・・・」と記載されており、今回も同様の範囲とすべきと考えます。	有	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.1.2. 機器の選定に関する要件 (1) 選定基準 (中略) なお、ファイアウォールについては、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品等の利用方針(平成13年3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承)」に基づき、ISO/IEC 15408に基づく評価・認証を受けたもの、具体的には、EAL3クラス相当以上を取得もしくは申請中の製品を採用することとし、申請中で導入した機器で申請が認められず認証が取得できなかった場合には、取得済製品に無償で交換すること。 (以下略)	3.1.2. 機器の選定に関する要件 (1) 選定基準 (中略) なお、セキュリティに関する機能を提供する製品については、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品等の利用方針(平成13年3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承)」に基づき、ISO/IEC 15408に基づく評価・認証を受けたもの、具体的には、EAL3クラス相当以上を取得もしくは申請中の製品を採用することとし、申請中で導入した機器で申請が認められず認証が取得できなかった場合には、取得済製品に無償で交換すること。 (以下略)
6	仕様書本文	14	3.2.1.(1)	仮想業務サーバ(メモリ)	「ホストに8GBを割り当てること。」との記載がありますが、この部分の削除を検討いただけますでしょうか。	ホストという概念はサーバ内をパーティションで区切る事が出来る想定で記述されていると推定いたしますが、一般的なIAサーバではハードウェア内をパーティションを区切る事はできません。特定ベンダー固有の機能となりますので削除を検討いただけますでしょうか。	有	本項目におけるホストの意味は、Red Hat Enterprise Linuxの仮想化機能による仮想ゲストOSに対応する仮想ホストOSを意味するものです。 いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 (1) 仮想業務サーバ(WEB/APサーバ・名寄せサーバ・帳票サーバ) (構成) メモリ (構成要件) 256 GB(利用可能量128GB)以上の物理メモリを有すること。また仮想ゲストOSに116GBを割り当てること。	3.2.1. ハードウェア要件 (1) 仮想業務サーバ(WEB/APサーバ・名寄せサーバ・帳票サーバ) (構成) メモリ (構成要件) 256 GB(利用可能量128GB)以上の物理メモリを有すること。またホストに8GBを割り当てること。
7	仕様書本文	14	3.2.1.(1)	仮想業務サーバ(システムボード)	『実装するシステムボードを2枚以上増設可能であること。』の記載がありますが、この部分の削除を検討いただけますでしょうか。	「本案件で求められるIAサーバにおいて、2枚以上のシステムボードを搭載する事による冗長化は一般的ではなく、特定ベンダーの機器に絞られてしまう結果となります。また、本仕様で要求されている性能はシステムボードの拡張が必要となるような要求仕様ではなく、一般的な4ソケットのIAサーバでも同等以上の性能が確保可能であり、広く有用な製品の提案を可能とする観点からシステムボードの拡張要件は不要と考えます。	有	「2枚以上のシステムボードを搭載する事による冗長化」を意図して記述したものではなく、ハードウェア拡張性の要件として記述したところですが、「3.1.1. 製品に関する要件(3)」で導入後の拡張性を有することを要件として示していることから、システムボードに関する構成要件は削除します。 いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 (1) 仮想業務サーバ(WEB/APサーバ・名寄せサーバ・帳票サーバ) (構成) [削除] (構成要件) [削除]	3.2.1. ハードウェア要件 (1) 仮想業務サーバ(WEB/APサーバ・名寄せサーバ・帳票サーバ) (構成) システムボード (構成要件) 1枚以上のシステムボードを有すること。 実装するシステムボードを2枚以上に増設可能であること。

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
8	仕様書本文	14	3.2.1.(1)	仮想業務サーバ（拡張スロット）	「16枚以上の拡張カードに増設可能であること。」との記載がありますが、「10枚以上の拡張カードに増設可能であること。」等枚数の見直しをいただけますでしょうか。	本仕様で要求される拡張カードは一般的に4ポートのNICが2枚、2ポートのFC HBAが4枚、合計6枚あれば実現可能であり、16枚以上搭載可能というのは本要求仕様の場合過剰要求と考えられます。また、一般的な4ソケットIAサーバの拡張スロットは最大でも10スロット程度が一般的であり、要求されている16スロットを実現するためにはシステムボードの追加が必須と推測されますが、通常のサーバではそのような機能はございません。そのため、本要求仕様は削除いただきたいと考えております。	有	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 (1) 仮想業務サーバ(WEB/APサーバ・名寄せサーバ・帳票サーバ) (構成) 拡張スロット (構成要件) ホットプラグ対応のPCI Expressに準拠した拡張スロットを8スロット以上有していること。 10枚以上の拡張カードに増設可能であること。	3.2.1. ハードウェア要件 (1) 仮想業務サーバ(WEB/APサーバ・名寄せサーバ・帳票サーバ) (構成) 拡張スロット (構成要件) ホットプラグ対応のPCI Expressに準拠した拡張スロットを8スロット以上有していること。 16枚以上の拡張カードに増設可能であること。
9	仕様書本文	14	3.2.1.(1)	仮想業務サーバ（CD/DVD装置）	「DVD-ROM装置を標準で内蔵し」との記載がありますが、外付けによる対応も可能としていただけませんでしょうか。	管理の容易性を鑑み、光学ドライブの利用については管理端末からのリモートブートによる使用等もご提案したいと考えており、提案製品の幅を広げるためにも外付けでも可能としていただけませんでしょうか。	有	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 (1) 仮想業務サーバ(WEB/APサーバ・名寄せサーバ・帳票サーバ) (構成) CD/DVD装置 (構成要件) DVD-ROM装置(内蔵又は外付け)により、CD-ROM、CD-R、DVD-ROM、DVD-Rが全て読取り可能であること。	3.2.1. ハードウェア要件 (1) 仮想業務サーバ(WEB/APサーバ・名寄せサーバ・帳票サーバ) (構成) CD/DVD装置 (構成要件) DVD-ROM装置を標準で内蔵し、CD-ROM、CD-R、DVD-ROM、DVD-Rが全て読取り可能であること。
10	仕様書本文	14	3.2.1.(1)	仮想業務サーバ（遠隔監視・管理機能）	「パーティション管理」との記載がありますが、本項からの削除を検討していただけますでしょうか。	一般のIAサーバにはパーティションという概念はなく、ハードウェア内をパーティションで区切るような機能はありません。特定ベンダー固有の機能となりますので削除を検討いただけますでしょうか。	有	ハードウェア内をパーティションで区切る機能は、特定ベンダー固有の機能となる可能性があるため、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 (1) 仮想業務サーバ(WEB/APサーバ・名寄せサーバ・帳票サーバ) (構成) 遠隔監視・管理機能 (構成要件) 専用の管理サーバや管理ソフトを必要とせず、ハードウェアの状態監視、構成情報/エラー情報表示、ネットワーク管理、電源制御などの運用管理機能をもつサーバ管理専用ユニットを標準で有すること。また、管理用の専用LANを標準で有すること。 システムボード上にモジュールやコンポーネントの異常・故障を通知するLEDを有すること。	3.2.1. ハードウェア要件 (1) 仮想業務サーバ(WEB/APサーバ・名寄せサーバ・帳票サーバ) (構成) 遠隔監視・管理機能 (構成要件) 専用の管理サーバや管理ソフトを必要とせず、ハードウェアの状態監視、構成情報/エラー情報表示、パーティション管理、ネットワーク管理、電源制御などの運用管理機能をもつサーバ管理専用ユニットを標準で有すること。また、管理用の専用LANを標準で有すること。 システムボード上にモジュールやコンポーネントの異常・故障を通知するLEDを有すること。
11	仕様書本文	16	3.2.1.(3)	バックアップサーバ（遠隔監視・管理機能）	「パーティション管理」との記載がありますが、本項からの削除を検討していただけますでしょうか。	一般のIAサーバにはパーティションという概念はなく、ハードウェア内をパーティションで区切るような機能はありません。特定ベンダー固有の機能となりますので削除を検討いただけますでしょうか。	有	ハードウェア内をパーティションで区切る機能は、特定ベンダー固有の機能となる可能性があるため、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 (3) バックアップサーバ (構成) 遠隔監視・管理機能 (構成要件) 専用の管理サーバや管理ソフトを必要とせず、ハードウェアの状態監視、構成情報/エラー情報表示、ネットワーク管理、電源制御などの運用管理機能をもつサーバ管理専用ユニットを標準で有すること。また、管理用の専用LANを標準で有すること。 システムボード上にモジュールやコンポーネントの異常・故障を通知するLEDを有すること。 サーバハング時においても保守操作が可能であること。 遠隔地から停止中のサーバに対して電源投入が可能であること。 また、サーバの再起動、電源停止が可能であること。	3.2.1. ハードウェア要件 (3) バックアップサーバ (構成) 遠隔監視・管理機能 (構成要件) 専用の管理サーバや管理ソフトを必要とせず、ハードウェアの状態監視、構成情報/エラー情報表示、パーティション管理、ネットワーク管理、電源制御などの運用管理機能をもつサーバ管理専用ユニットを標準で有すること。また、管理用の専用LANを標準で有すること。 システムボード上にモジュールやコンポーネントの異常・故障を通知するLEDを有すること。 サーバハング時においても保守操作が可能であること。 遠隔地から停止中のサーバに対して電源投入が可能であること。 また、サーバの再起動、電源停止が可能であること。

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
12	仕様書本文	25	3.2.1.	ハードウェア要件	(19)モノクロレーザープリンタ 「LEDアレイ＋電子写真プロセス（1成分）であること。」とございます。 この記述を「LEDまたはレーザー＋電子写真方式」または単に「LED方式またはレーザー方式」*と修正していただけますでしょうか？ *（補足）LED方式とレーザー方式は、共に電子写真方式を採用しておりますため、この記述でも十分です。	LEDかレーザーかは構造の違いでありまして、印刷品質に違いはありません。また、1成分のほかに2成分の方式もありますが、印刷品質については同様です。 機種選定の枠を広げることと調達コスト低減とが期待できますことから、このような変更をお願いする次第です。	有	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 (20) モノクロレーザープリンタ (構成) 印刷方式 (構成要件) LED方式又はレーザー方式であること。	3.2.1. ハードウェア要件 (19) モノクロレーザープリンタ (構成) 印刷方式 (構成要件) LEDアレイ+電子写真プロセス（1成分）であること。
13	仕様書本文	25	3.2.1.	ハードウェア要件	(19)モノクロレーザープリンタ 「国際エネルギースタープログラム適合製品であること。」とございます。 この記述を削除していただくか、または、「国際エネルギースタープログラムVer1.1またはVer2.0適合製品であること。」と修正していただけますでしょうか。	最新の国際エネルギープログラムは、2014年1月に施行がなされたばかりです。 機種によっては、旧版（Ver1.1）で適合認定を取得していても、新版（Ver2.0）での申請を行わない（そのため、最新のプログラムに適合とは謳っていない）機種がございます。これは、次機種への更新時期との兼ね合い等によるプリンタメーカの判断によるものですが、そうした機種でも最新プログラムに照らして見劣りのするものではないと考えます。一方で、そうした機種は、比較的低価格で調達できるというメリットがございます。 機種選定の枠を広げることと調達コスト低減とが期待できますことから、このような変更をお願いする次第です。	有	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 (20) モノクロレーザープリンタ (構成) 環境対策 (構成要件) 国際エネルギースタープログラムVer1.1又は2.0適合製品であること。 グリーン購入法に適合であること。	3.2.1. ハードウェア要件 (19) モノクロレーザープリンタ (構成) 環境対策 (構成要件) 国際エネルギースタートプログラム適合製品であること。 グリーン購入法に適合であること。
14	仕様書本文	27	3.2.1.	ハードウェア要件	(22)マルチデバイス検証機器 マルチタッチ対応ディスプレイ　について要件を追記してはどうでしょうか。 「マルチタッチ対応 （ディスプレイやタッチパネルなどで2点以上を認識できる機能）」	「マルチタッチ対応」との記載のみでは機能要件があいまいになる可能性があるため、具体的な要件を補足説明することが望ましいと考えます。	有	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 (23) マルチデバイス検証PC(Windows) (構成) ディスプレイ (構成要件) 画面サイズ：15.6型ワイド/画素数：LEDバックライト付TFTカラーLCD（HD（1366×768ドット）またはHD+（1600×900ドット）、1677万色（アンチグレア処理） [削除] (構成) その他 (構成要件) リカバリデータディスク/ドライバーズディスク追加/取扱説明書台数分のセキュリティワイヤを準備すること。 なお、ディスプレイ、タッチパネル又はその両方により、2点以上のタッチ操作を認識すること。	3.2.1. ハードウェア要件 (22) マルチデバイス検証PC(Windows) (構成) ディスプレイ (構成要件) 画面サイズ：15.6型ワイド/画素数：LEDバックライト付TFTカラーLCD（HD（1366×768ドット）またはHD+（1600×900ドット）、1677万色（アンチグレア処理） マルチタップ対応ディスプレイ (構成) その他 (構成要件) リカバリデータディスク/ドライバーズディスク追加/取扱説明書台数分のセキュリティワイヤを準備すること。 [追加]

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
15	仕様書本文	28	3.2.1.(24) 3.2.1.(25)	マルチデバイス検証スマートデバイス（Android） マルチデバイス検証スマートデバイス(iOS)	マルチデバイス検証スマートデバイス(Android)、マルチデバイス検証スマートデバイス(iOS)に対し、3G/4G回線の契約要否(端末から直接SIMカードを差し込み通信するか等)について、要件を明確にするよう追記をお願いします。	回線契約要否により選定機種、価格が異なり費用見積に影響するため確認させて頂きます。 マルチデバイス検証作業においては、法人番号公表機能にアクセスする場合、おもに法人番号センター内に、設置されたマルチデバイス検証無線ルータを経由したWiFiネットワークだけを利用する方式と、SIMカード等を利用しキャリア網（3G/4G回線）を利用して検証する方式の2つのパタンが想定されるため、ハードウェア仕様の明確化が望ましいと考えます。	有	マルチデバイス検証スマートデバイス(Android)及びマルチデバイス検証スマートデバイス(iOS)については、法人番号センターに設置するマルチデバイス検証無線ルータを経由したWi-Fi通信により、法人番号システムの検証環境に接続して、公表機能のHPの画面表示確認作業を行うこととしており、SIMカード等を利用したキャリア網（3G/4G回線）を利用することはありません。 いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 (25) マルチデバイス検証スマートデバイス(Android) (構成) 製品名・台数 (構成要件) 検証用スマートフォン端末として「Nexus5」を1台 検証用タブレット端末として「Nexus7(2013)」を1台 (構成) ネットワーク (構成要件) デュアルバンドWi-Fi(2.4G/5G)802.11 a/b/g/n 対応 なお、ネットワーク接続については、無線ルータにより行うため、SIMによる3G回線接続は不要とする。	3.2.1. ハードウェア要件 (24) マルチデバイス検証スマートデバイス(Android) (構成) 製品名・台数 (構成要件) 検証用スマートフォン端末として「Nexus5」を1台 検証用タブレット端末として「Nexus7」を1台 (構成) ネットワーク (構成要件) デュアルバンドWi-Fi(2.4G/5G)802.11 a/b/g/n 対応 [追加]
16	仕様書本文	29	3.2.1.	ハードウェア要件	(27)LAN配線 本調達による機器を設置するに当たり、導入機器同士の接続用LAN配線、導入機器と既存及び別途調達予定の通信機器の接続用LAN配線は、本調達に含めること。 とありますが、法人番号センター内のLAN配線、および法人番号システム機器設置施設内にて、共通番号管理システム、KSKへのLAN配線も含まれるのかを明確にして頂くため、以下のように作業内容を具体的に記載してはどうでしょうか。 ・作業範囲（法人番号機器設置施設、法人番号センター） ・作業内容（接続機器への接続および、関連システムへの配線） ・作業における注意点（階層間の接続、LAN配線の養生など）	法人番号システム機器設置施設に設置する機器構成イメージ図上では、国税関係システムとの接続や法人番号センターへの接続が確認できます。この場合、庁舎内の階層間や居室内の配線が考えられるため、作業範囲を具体的に記載することで認識差異が発生することを防止できると考えます。	有	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 (28) LAN配線 本調達に含めるLAN配線工事等の範囲は、以下のイからハのとおりである。 なお、LAN配線工事等で必要となる部材については、本調達に含めること。 また、本調達で導入する機器は接続まで行い、既存機器と接続するために必要となるLAN配線の距離及び必要本数については、各設置場所の「フロアレイアウト図（抜粋）」を閲覧し、確認すること。 イ 本調達で導入する機器を接続するための配線 ロ 本調達で導入する機器と既存機器を接続するための配線 (イ) 法人番号システム機器設置施設 接続予定の既存機器（政府共通NW用L3スイッチ、レプリケーション用L3スイッチ及びKSKシステム・共通番号管理システム接続用L3スイッチ）は、本調達の機器を設置するフロアと異なるフロア（配線距離 約500m）に設置されている。 (ロ) バックアップシステム機器設置施設 接続予定の既存機器（レプリケーション用L3スイッチ及びKSKシステム・共通番号管理システム接続用L3スイッチ）は、本調達の機器を設置するフロアと同一フロア（配線距離 約100m）に設置されている。 ハ 本調達で導入する機器と別途調達予定の通信機器を接続するための配線 各施設に設置するIP-VPN網用ルータは、本調達の機器を収容するラック内に設置することを予定している。 10.8. 書類の閲覧及び契約締結後の貸与 （中略） ヌ フロアレイアウト図（抜粋） （中略） ヲ 他システムとの連携スケジュール	3.2.1. ハードウェア要件 (27) LAN配線 本調達による機器を設置するに当たり、導入機器同士の接続用LAN配線、導入機器と既存及び別途調達予定の通信機器の接続用LAN配線は、本調達に含めること。 10.8. 書類の閲覧及び契約締結後の貸与 （中略） [追加]

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
17	仕様書本文	29	3.2.1.	ハードウェア要件	(28)ラック 法人番号センターにも、ネットワーク機器等を設置するためのラックが必要だと認識しています。 これら法人番号センター機器が搭載されるラックについては、ハードウェア要件には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	作業範囲を明確にするために確認させて頂きました。	有	既存のサーバラックを利用するため、法人番号センターのサーバラック本体は本調達に含まれませんが、本調達機器の搭載及び固定に当たって必要な部材は本調達に含むこととなります。 いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 (29)ラック (構成) その他 (構成要件) 法人番号センターに導入する機器については、当庁の既存ラックに搭載及び固定することから、本調達機器の搭載及び固定に必要なネジ・ナット・棚板等の部材は、本調達に含めること。 なお、既存ラックの詳細については、「法人番号センター既存ラック資料」の閲覧により確認すること。 10.8. 書類の閲覧及び契約締結後の貸与 (中略) ル　法人番号センター既存ラック資料	3.2.1. ハードウェア要件 (28)ラック [追加] 10.8. 書類の閲覧及び契約締結後の貸与 (中略) [追加]
18	仕様書本文	29	3.2.2.	ソフトウェア要件	『当庁が製品指定していないソフトウェア（別紙9「法人番号システムの設計開発環境」に記載のソフトウェアを除く）』とあります。 別紙9に記載されているソフトウェア一覧にて、貴庁が製品指定しているのか、仕様書本文「3.2.2.1　サーバ導入ソフトウェア」中に製品指定と明記されているものだけが、製品指定であるのか、どちらの解釈が正しいか確認させていただけますでしょうか。 3.2.2(2)中では、製品指定されたソフトウェアと代替製品の定義について記載されてますが、仕様書本文「3.2.2.1　サーバ導入ソフトウェア」中に製品指定と明記されていないソフトウェアを導入した場合、これらは、代替提案とはみなされず、設計工程以降のシステム開発作業に影響がある場合であっても、受託者の責任範囲外となるのか確認させていただけますでしょうか。	本番環境、検証環境、バックアップ環境で別紙9「法人番号システムの設計開発環境」に記載されたソフトウェアを前提に基本設計書が作成されている場合は、別紙9「法人番号システムの設計開発環境」に合わせた形でソフトウェアを導入することで、システム開発に与える影響を最小限とする必要があると考えられるためです。 例えば、 別紙9「法人番号システムの設計開発環境」では、Sophos Anti-Virus 製品を導入しておりますが、基本設計書でも同製品を前提に設計書を作成済なのか、製品に依存しない形式で基本設計書が記載されているかによりシステム開発に与える影響が異なると考えております。	有	本調達における製品指定は、「3.2.2.1.サーバ導入ソフトウェア」の 表6「サーバソフトウェア一覧」及び「3.2.2.2. パソコン導入ソフトウェア」の表7「パソコンソフトウェア一覧」の№欄に〇を付したもののみを指します。 また、別紙9「法人番号システムの設計開発環境」は、本調達のハードウェア及びソフトウェアの選定における参考情報として、法人番号システムの開発業者の設計開発環境を示しているものであり、製品指定を意図したものではありません。 いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.2. ソフトウェア要件 （中略） (1) 導入するソフトウェアについては、受託後速やかに当庁及び開発業者に対し機能及びインタフェース等の説明を行うなど、システム開発のスケジュールに遅延を生じさせることがないようにすること。 8.1.5.1. 結合テスト (2)受託者の業務 受託者は（中略）対応すること。 また、受託者が提供するハードウェア構成と指定した製品以外のソフトウェアで実現する機能の設計並びに結合テストを実施し、当庁及び法人番号システムの開発業者にレビューを行い承認を得ること。 8.1.5.2. 総合テスト (2)受託者の業務 受託者は（中略）対応すること。 また、受託者が提供するハードウェア構成と指定した製品以外のソフトウェアで実現する機能の設計並びに総合テストを実施し、当庁及び法人番号システムの開発業者にレビューを行い承認を得ること。	3.2.2. ソフトウェア要件 （中略） (1) 当庁が製品指定していないソフトウェア（別紙9「法人番号システムの設計開発環境」に記載のソフトウェアを除く。）については、受託後速やかに当庁及び開発業者に対し機能及びインタフェース等の説明を行うなど、システム開発のスケジュールに遅延を生じさせることがないようにすること。 8.1.5.1. 結合テスト (2)受託者の業務 受託者は（中略）対応すること。 [追加] 8.1.5.2. 総合テスト (2)受託者の業務 受託者は（中略）対応すること。 [追加]

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
19	仕様書本文	30	3.2.2.	ソフトウェア要件(2)	『ただし、製品の機能に応じ代替が可能であり、かつ、システムの安全稼働が確保できる場合には、指定する以外のソフトウェアの納入も可能とするが、この場合には、代替製品でシステムの安定稼働が確保できることを具体的に提案すること。なお、開発業者がすでに要件定義及び基本設計作業を実施済みであり、現在詳細設計作業を実施中のため、代替提案したソフトウェアの機能不足等により、設計の見直しやドキュメントの修正等の措置を行ったことで、設計工程以降のシステムの開発作業に影響がある場合においても、全て受託者の責任において対応すること。』とありますが、提案者が代替可能なソフトウェアにおいて現在開発中のアプリケーションが稼働可能かを具体的に示すためには、開発中のアプリケーションの仕様を開示いただく必要があるように思います。本調達時にはそのような情報を閲覧する機会は応札に与えられるのでしょうか。	適切なご提案が可能であるか提案者が判断できる情報を頂き、有効な代替提案を可能とするため。	有	機器等の選定に必要となるドキュメントについては閲覧にて対応したいと考えております。 いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 10.8. 書類の閲覧及び契約締結後の貸与 (1) 書類の閲覧 提案書等の作成に当たり閲覧の希望をする者には、以下の書類の閲覧を認める。 閲覧を希望する者は、別添「閲覧実施要領」に定める所定の手続きにより当庁へ閲覧の申請をすること。 イ 法人番号システムの要件定義書及び基本設計における中間成果物等	10.8. 書類の閲覧及び契約締結後の貸与 (1) 書類の閲覧 提案書等の作成に当たり閲覧の希望をする者には、以下の書類の閲覧を認める。 閲覧を希望する者は、別添「閲覧実施要領」に定める所定の手続きにより当庁へ閲覧の申請をすること。 イ 法人番号システムの要件定義書
20	仕様書本文	36	3.2.2.1.(13)ハ	サーバ導入ソフトウェア(13)データベース管理ソフトウェア ハ 製品指定	『富士通(株)製「SymfowareSever Enterprise Edition V11.1.0」』と指定されていますが、記載されている機能要件と技術標準への準拠要件からは、製品指定の必要性は高くないと捉えられるため、削除のご検討をいただけますでしょうか。	製品指定対象とされていますが、技術的仕様に掛かる記載事項においては、「PostgreSQL 9.0.9と完全互換のあるSQLインタフェースをサポートしていること。」とのみ、記載されています。一方、製品指定の理由としては「システム設計、業務アプリケーションの動作要件に基づき」とのみ記載されておりますが、これらの記載事項のみが、製品指定とされた理由であるならば、必ずしも製品指定される必要は無く、他の要件もあわせて機能を満たすもの等、選択肢を広げた他の有用なソフトウェアのご提案が可能と考えています。	無	1 「データベース管理ソフトウェアについては、国際標準規格(SQL1999等)に準拠したSQLインタフェースが備わっており、文字管理ソフトウェア等との連携についても文字管理のためにDBMSが使用できる文字コードが要件に記載されていれば、他社製品の採用も可能と想定されます。」との意見は、そのとおりであるが、PostgreSQLやMySQLといったオープンソースとして配布されているRDB以外は、パッケージ製品として販売されているRDB製品であると承知しています。 2 斯様な状況を鑑み、法人番号システムの設計及び開発の調達においては、公表機能及び情報提供機能のアプリケーションの稼働環境要件として政府共通プラットフォームの稼働環境要件であるPostgreSQLを指定し、指定・管理機能の設計・開発に関しては、応札者から提案を求めたところであります。 3 本調達は、法人番号指定・管理機能の設計・開発事業者の要員がこれまでに携わったデータベース管理ソフトウェアを前提に設計・開発を進めることが、サービス開始時期の遵守、情報システムの信頼性の確保、ハードウェアとソフトウェアとの柔軟な組合せ、情報システム間の円滑な相互運用等を最小限のコストで可能とする上で必要であるとの考えの下、データベース管理ソフトウェア製品を指定しているものでありますが、世の中のRDB製品の状況を分析すると、斯様な意見があることが想定されましたので、指定している製品についても「製品の機能に応じ代替が可能であり、かつ、システムの安定稼働が確保できる場合には、指定する以外のソフトウェアの納入も可能」な仕様としています。 その場合、「代替製品にしなければならない理由を示すとともに、代替製品でシステムの安定稼働が確保できることを具体的に提案すること」を求めていますので、よりよい提案をいただければ幸いです。 したがって、調達仕様書の修正は行いません。	
21	仕様書本文	36	3.2.2.1.(14)	サーバ導入ソフトウェア(14)ファイル転送ソフトウェア イ 役割	『ファイル転送プロトコル(FTP)を使用し、ファイル転送を行う。』との記載がありますが、プロトコルの指定を外していただけますでしょうか。	ファイル転送プロトコル(FTP)の使用を指定されておりますが、ファイル転送ソフトウェアは通常独自プロトコルとなるため、製品選択の幅を広げるためにFTPの指定を外されることが望ましいため。	有	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (14) ファイル転送ソフトウェア イ 役割 TCP/IP上のファイル転送プロトコル(FTP等)を使用し、ファイル転送を行う。 （以下略）	3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (14) ファイル転送ソフトウェア イ 役割 TCP/IP上のファイル転送プロトコル(FTP)を使用し、ファイル転送を行う。 （以下略）
22	仕様書本文	36	3.2.2.1.(15)	サーバ導入ソフトウェア(15)総合運用管理ソフトウェア(ジョブ管理) ロ 要件(ロ)	「ジョブスケジュールはCSVデータから一括登録可能であること」との記載がありますが、「ジョブスケジュールは、指定された形式で記述されたテキスト・データから一括登録可能であること」に変更してはいかがでしょうか。	CSVフォーマットに限定しない方が設計上、柔軟な対応が可能と考えたため。	有	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (15) 統合運用管理ソフトウェア(ジョブ管理) ロ(ロ) ジョブスケジュールは指定された形式で記述されたテキストデータから一括登録可能であること。	3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (15) 統合運用管理ソフトウェア(ジョブ管理) ロ(ロ) ジョブスケジュールCSVデータから一括登録可能であること。

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
23	仕様書本文	38	3.2.2.1.	サーバ導入ソフトウェア(13)データベース管理ソフトウェア (21)データベースバックアップ/リカバリソフトウェア (22)データベース災害ソフトウェア	仕様書本文「3.2.2.1 サーバ導入ソフトウェア」で製品指定されたソフトウェアのうち、(13)データベース管理ソフトウェア (21)データベースバックアップ/リカバリソフトウェア (22)データベース災害ソフトウェア 等、データベース管理ソフトウェアと関係するソフトウェアについて、製品指定を取りやめ、要件の明記のみとするように要件の緩和をお願いします。	「3.2.2.1 サーバ導入ソフトウェア」(21)データベースバックアップ/リカバリソフトウェア (22)データベース災害ソフトウェア　で指定されているソフトウェアの動作環境は特定のベンダのサーバ製品、ストレージ製品でのみ動作保証されているため、その結果として、特定のベンダのハードウェア製品しか採用できません。必要な機能要件に対して最適な製品を提案したいと考えております。 また、データベース管理ソフトウェアについては、国際標準規格(SQL1999等)に準拠したSQLインタフェースが備わっており、文字管理ソフトウェア等との連携についても文字管理のためにDBMSが使用できる文字コードが要件に記載されていれば、他社製品の採用も可能と想定されます。 ＜ご参考＞ (1)「Symfoware Server Advanced Backup Controller」の動作機種として「PRIMEQUEST 1000シリーズ又はPRIMERGY」、必須ハードウェアとして「ETERNUS DX ディスクストレージシステム」が指定されています。 FUJITSU Software Symfoware Server Advanced Backup Controller https://software.fujitsu.com/jp/symfoware/products/advancedbackup/ OS別動作環境詳細 (2)「Symfoware Active DB Guard」の動作機種として「PRIMEQUEST 1000シリーズ又はPRIMERGY」、必須ハードウェアとして「ETERNUS DX ディスクストレージシステム」が指定されています。 ＜ご参考＞ FUJITSU Software Symfoware Active DB Guard https://software.fujitsu.com/jp/symfoware/products/activedbguard/ OS別動作環境詳細	有	1 「データベース管理ソフトウェアについては、国際標準規格(SQL1999等)に準拠したSQLインタフェースが備わっており、文字管理ソフトウェア等との連携についても文字管理のためにDBMSが使用できる文字コードが要件に記載されていれば、他社製品の採用も可能と想定されます。」との意見は、そのとおりであるが、PostgreSQLやMySQLといったオープンソースとして配布されているRDB以外は、パッケージ製品として販売されているRDB製品であると承知しています。 2 斯様な状況を鑑み、法人番号システムの設計及び開発の調達においては、公表機能及び情報提供機能のアプリケーションの稼働環境要件として政府共通プラットフォームの稼働環境要件であるPostgreSQLを指定し、指定・管理機能の設計・開発に関しては、応札者から提案を求めたところであります。 3 本調達は、法人番号指定・管理機能の設計・開発事業者の要員がこれまでに携わったデータベース管理ソフトウェアを前提に設計・開発を進めることが、サービス開始時期の遵守、情報システムの信頼性の確保、ハードウェアとソフトウェアとの柔軟な組合せ、情報システム間の円滑な相互運用等を最小限のコストで可能とする上で必要であるとの考えの下、データベース管理ソフトウェア製品を指定しているものでありますが、世の中のRDB製品の状況を分析すると、斯様な意見があることが想定されましたので、指定している製品についても「製品の機能に応じ代替が可能であり、かつ、システムの安定稼働が確保できる場合には、指定する以外のソフトウェアの納入も可能」な仕様としています。 その場合、「代替製品にしなければならない理由を示すとともに、代替製品でシステムの安定稼働が確保できることを具体的に提案すること」を求めていますので、よりよい提案をいただければ幸いです。 したがって、(13)データベース管理ソフトウェアについては、調達仕様書の修正は行いません。	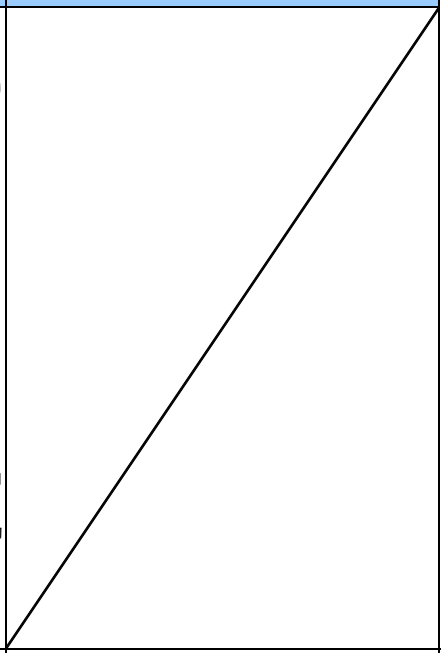
								(21)について、ご意見を踏まえ検討した結果、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (21) データベースバックアップ/リカバリソフトウェア イ 役割 データベースのバックアップ/リカバリを行う機能を追加する。 ロ 要件 (イ) ディスクからディスクへのオンラインバックアップが可能であること。 (ロ) 採取したバックアップから、障害発生直前まで復旧可能であること。 [削除]	3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (21) データベースバックアップ/リカバリソフトウェア イ 役割 データベース管理ソフトウェアにバックアップ/リカバリ機能を追加する。 ロ 要件 (イ) ディスクからディスクへのオンラインバックアップが可能であること。 (ロ) 採取したバックアップから、障害発生直前まで復旧可能であること。 ハ 製品指定 システム設計、業務アプリケーションの動作要件に基づき、次の製品とすること。 富士通㈱製「Symfoware Server Advanced Backup Controller V11.0」
								(22)について、ご意見を踏まえ検討した結果、以下のとおり調達仕様書を修正します。 (22) データベース災害対策ソフトウェア イ 役割 本番環境のデータベースとバックアップ環境のデータベースを同期させ、災害発生時には、データベースの切り替えを行う。 ロ 要件 (イ) 本番環境のデータベースをバックアップ環境へリアルタイムに複製可能であること。 (ロ) 本番環境が被災した場合は、バックアップ環境に複製されたデータベースで復旧可能であること。 [削除]	(22) データベース災害対策ソフトウェア イ 役割 本番環境のデータベースとバックアップ環境のデータベースを同期させ、災害発生時には、データベースの切り替えを行う。 ロ 要件 (イ) 本番環境のデータベースをバックアップ環境へリアルタイムに複製可能であること。 (ロ) 本番環境が被災した場合は、バックアップ環境に複製されたデータベースで復旧可能であること。 ハ 製品指定 システム設計、業務アプリケーションの動作要件に基づき、次の製品とすること。 富士通㈱製「Symfoware Active DB Guard V11.1.0」

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
24	仕様書本文	38	3.2.2.1.(21)	サーバ導入ソフトウェア(21)データベースバックアップ/リカバリソフトウェア ハ 製品指定	『富士通(株)製「SymfowareServer Advanced Backup Controller V11.0」』と指定されていますが、記載されている機能要件と技術標準への準拠要件からは、製品指定の必要性は高くないと捉えられるため、削除のご検討をいただけますでしょうか。	製品指定対象とされていますが、(13)データベース管理ソフトウェアとの組み合わせにおいて有効な製品が指定されているものと認識しておりますが、3.2.2.1(13)データベース管理ソフトウェアに対して代替提案を行う場合には、バックアップ・ソフトウェアは必ずしもデータベース管理ソフトウェアのファミリー製品である必要性はございませんので、製品指定をはずしていただく検討をお願いいたします。 あわせて製品指定とされた技術的な背景についての説明を加えて頂く事で、主旨に沿わない提案を排除できる、あるいは、より有益な提案を受けることが期待できるものと考えます。	有	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (21) データベースバックアップ/リカバリソフトウェア イ 役割 データベースのバックアップ/リカバリを行う機能を追加する。 ロ 要件 (イ) ディスクからディスクへのオンラインバックアップが可能であること。 (ロ) 採取したバックアップから、障害発生直前まで復旧可能であること。 [削除]	3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (21) データベースバックアップ/リカバリソフトウェア イ 役割 データベース管理ソフトウェアにバックアップ/リカバリ機能を追加する。 ロ 要件 (イ) ディスクからディスクへのオンラインバックアップが可能であること。 (ロ) 採取したバックアップから、障害発生直前まで復旧可能であること。 ハ 製品指定 システム設計、業務アプリケーションの動作要件に基づき、次の製品とすること。 富士通㈱製「Symfoware Server Advanced Backup Controller V11.0」
25	仕様書本文	38	3.2.2.1.(22)	サーバ導入ソフトウェア(22)データベース災害対策ソフトウェア ハ 製品指定	『富士通(株)製「Symfoware Active DB Guard V11.1.0」』と指定されていますが、求められている要件についてはデータベース管理ソフトウェアの標準機能として備えている製品もあり、製品指定の削除をご検討いただけますでしょうか。	『3.2.2.1.(22)ロ 要件』にある機能については、データベース管理ソフトウェアの標準機能として備えている製品もあり、広く有用な製品の提案を可能とする観点から製品指定を外していただくことが望ましいため。	有	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (22) データベース災害対策ソフトウェア イ 役割 本番環境のデータベースとバックアップ環境のデータベースを同期させ、災害発生時には、データベースの切り替えを行う。 ロ 要件 (イ) 本番環境のデータベースをバックアップ環境へリアルタイムに複製可能であること。 (ロ) 本番環境が被災した場合は、バックアップ環境に複製されたデータベースで復旧可能であること。 [削除]	3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (22) データベース災害対策ソフトウェア イ 役割 本番環境のデータベースとバックアップ環境のデータベースを同期させ、災害発生時には、データベースの切り替えを行う。 ロ 要件 (イ) 本番環境のデータベースをバックアップ環境へリアルタイムに複製可能であること。 (ロ) 本番環境が被災した場合は、バックアップ環境に複製されたデータベースで復旧可能であること。 ハ 製品指定 システム設計、業務アプリケーションの動作要件に基づき、次の製品とすること。 富士通㈱製「Symfoware Active DB Guard V11.1.0」
26	仕様書本文	39	3.2.2.1.(25)	サーバ導入ソフトウェア(25)Webコンテンツ管理ソフトウェア ロ 要件（イ）	『サイト管理が可能であること』との記載がありますが、例えば、版管理(古いバージョンへの切り替え)機能など、必要とされる具体的な機能を追記いただけますでしょうか。	必要な機能が抜け落ちた製品を選択したり、逆に不要な機能を含む高価な製品の提案を回避できると考えるため。	有	いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (25) Webコンテンツ管理ソフトウェア イ 役割 インターネット及び政府共通ネットワーク上に公開する情報を一元的に管理し、運用・保守に係る作業を軽減する。 ロ 要件 (イ) 複数サイトを一括して管理可能であること。 (ロ) 指定時刻にコンテンツを公開可能であること。 (ハ) 公開コンテンツのアクセシビリティチェックを行い、問題点の表示が可能であること。 (ニ) 過去に公開していた情報を旧版として管理し、再配信可能であること。	3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (25) Webコンテンツ管理ソフトウェア イ 役割 インターネット及び政府共通ネットワーク上に公開する情報を一元的に管理し、運用・保守に係る作業を軽減する。 ロ 要件 (イ) サイト管理が可能であること。 (ロ) 指定時刻にコンテンツを公開可能であること。 (ハ) 公開コンテンツのアクセシビリティチェックができること。 [追加]

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
27	仕様書本文	41	3.2.2.2.	パソコン導入ソフトウェア	「表7 パソコンソフトウェアー覧」では、マルチデバイス検証PC(Windows、Mac)ともに、OAソフトとしてワープロ、表計算ソフトが追加で必要ではないかと考えます。	マルチデバイス検証作業においては、本PCを用いて法人番号公表機能にアクセスすることを想定しております。 その際、データダウンロード機能等を利用する際に、表計算ソフトを利用することを想定したためです。	無	マルチデバイス検証端末については、法人番号公表機能の検証作業で使用することとしていますが、画面表示の確認のみに使用することを想定しているため、パソコンソフトウェアとしてOAソフトは不要としています。 したがって、調達仕様書の修正は行いません。	
28	仕様書本文	44	3.2.2.2.	パソコン導入ソフトウェア	(12)要件 「アプリケーション実行環境(Java Ver6)」で最新版のVer7の導入とすることは可能でしょうか。 また、当該「アプリケーション実行環境(Java Ver6)」上で、稼働するアプリケーションと、動作保証対象となっているアプリケーション実行環境(Java)のバージョンを追記頂けますでしょうか。	Oracle社では、Java SE 6の公式アップデートを2013年2月に終了しております。そのため、本ソフトウェアに対する脆弱性が発生した場合、Javaのバージョンアップが必要になる可能性があります。アプリケーション実行環境(Java Ver6)のバージョンアップが必要と判断された場合、バージョンアップ作業とそれに伴うシステム影響調査作業が発生する等で、ソフトウェア導入作業工数に影響すると考えられるためです。 ＜ご参考＞ Oracle Java SEサポート・ロードマップ http://www.oracle.com/technetwork/jp/java/eol-135779-ja.html 『Java SE 6の公式アップデート終了のお知らせ 2013年2月以降、Java SE 6が公式ダウンロード・サイトでアップデートされることはありません。・・・(中略)・・・開発者やエンドユーザーには、公式ダウンロードで入手可能なより新しいバージョンのJava SEにアップロードすることをお勧めします。』	有	法人番号システムの業務用端末として、「アプリケーション実行環境(Java Ver6)」を必須としていないことから、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.2.2. パソコン導入ソフトウェア ⑿ その他のソフトウェア イ 役割 ファイルの閲覧や操作、スクリーン画面の保存等を行う。 ロ 要件 ファイルの閲覧や操作、スクリーン画面の保存等を行うため、以下のソフトウェアを必要とする。 ・Webブラウザ（Internet Explorer 10） ・PDF閲覧ソフトウェア（Adobe Acrobat Reader XI） ・ターミナルソフトウェア（UTF-8 Tera Term Pro Ver4.80） ・ファイル転送ソフトウェア（クライアント）（WinSCP 551） ・圧縮解凍ソフトウェア（WinZip Standard 18.0） ・画面キャプチャソフトウェア（WinShot 1.53a） [削除]	3.2.2.2. パソコン導入ソフトウェア ⑿ その他のソフトウェア イ 役割 ファイルの閲覧や操作、スクリーン画面の保存等を行う。 ロ 要件 ファイルの閲覧や操作、スクリーン画面の保存等を行うため、以下のソフトウェアとする。 ・Webブラウザ（Internet Explorer 10） ・PDF閲覧ソフトウェア（Adobe Acrobat Reader XI） ・ターミナルソフトウェア（UTF-8 Tera Term Pro Ver4.80） ・ファイル転送ソフトウェア（クライアント）（WinSCP 551） ・圧縮解凍ソフトウェア（WinZip Standard 18.0） ・画面キャプチャソフトウェア（WinShot 1.53a） ・アプリケーション実行環境（Java Ver6）

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
29	仕様書本文	46	4.2.	性能要件	(3)「バックアップ処理」の対象に、「3.2.2.1サーバ導入ソフトウェア(14)ファイル転送ソフトウェア」が送受信するファイル 等も対象に含まれるのか確認させていただけますでしょうか。	現状の記載では、データベースとディスクコピーのみとなっています。 災害発生時に「3.2.2.1サーバ導入ソフトウェア (14)ファイル転送ソフトウェア」が送受信するファイルを利用して、法人番号指定・管理機能と法人番号公表機能等、サブシステム間でデータを再送する等で法人番号システム全体としてのデータ整合性をとる必要があると考えられます。これらはアプリケーション側の機能で整合性をとるため、バックアップ/復旧は本調達範囲外であるという理解で正しいか確認が必要と考えれる為です。	有	法人番号システムの業務関係データの目標復旧時点は、「5.信頼性要件」、「5.1. 信頼性等要件(2)ニ」に記載のとおり、データベースの障害が発生する直前のトランザクション処理が完了している時点まで」としているため、データベースリアルタイム連携とディスクコピーを行うこととしています。 ご意見をいただいた「3.2.2.1. サーバ導入ソフトウェア (14)ファイル転送ソフトウェア」が送受信するファイル等は再作成が可能であることから、「バックアップ処理」の対象には含みません。 なお、バックアップ処理及び目標復旧時点を明確にすることを検討した結果、以下のとおり調達仕様書を修正します。 4.2.(3) バックアップ処理 バックアップ処理については、次の要件を満たすこととし、詳細については、「法人番号システムの要件定義書及び基本設計における中間成果物等」の閲覧により確認すること。 イ 遠隔地バックアップ 法人番号システム機器設置施設等の大規模な罹災に備え、本番環境のデータベースは、更新の都度、差分ログファイルをバックアップ環境に転送する等の方式により、バックアップ環境のデータベースが、本番環境のデータベースのトランザクション処理が完了した時点に同期が可能であること。 また、関係システムから連絡されるデータについても、受信の都度、バックアップ環境に転送するなどして、データを保全することを可能とすること。 ロ 設置施設内バックアップ 法人番号システム機器設置施設及びバックアップシステム機器設置施設においては、データの論理障害及び物理障害に備え、以下の(イ)及び(ロ)のとおり、ストレージ(SAN)及びLTOライブラリ上にバックアップデータを作成すること。 (イ) 業務データ 法人番号システムの業務データ（データベース、業務データファイル、業務アプリケーション及びミドルウェアのログ等）については、オンライン終了後おおむね1時間以内の実作業時間でバックアップデータを作成する運用を想定している。 (ロ) システムデータ システムデータ（OS、ミドルウェア及びアプリケーション等）については、保守作業時に作成することを想定している。 5.1. 信頼性要件 (2) 要件の定義及び要求水準 ロ 障害復旧時間の定義と要求水準 障害復旧時間の定義と要求水準は、以下のとおりとし、詳細については、「非機能要求グレード表」の閲覧により確認すること。 (イ)(中略) ニ 目標復旧時点の定義と要求水準 目標復旧時点の定義と要求水準は、以下のとおりとし、詳細については、「法人番号システムの要件定義書及び基本設計における中間成果物等」の閲覧により確認すること (ロ) 要求水準 データベースはジャーナルログ、アーカイブを使用し、障害が発生する直前のトランザクションの処理が完了している時点まで復旧するものとする。 ただし、システム領域については、直前のバックアップ取得時の時点に復旧するものとする。	4.2.(3) バックアップ処理 バックアップ処理については、次の要件を満たすこと。 イ データベースリアルタイム連携 データバックアップ処理については、本番環境のデータベースの更新の都度、リアルタイムデータで差分ログファイルをバックアップ環境に転送し、大規模災害に備えた遠隔地でのデータ保全をすること。 ロ ディスクコピー データベースの論理障害及び物理障害に備え、ストレージ(SAN)及びLTOライブラリ上にバックアップデータを作成すること。 なお、バックアップデータの取得については、オンライン終了後おおむね1時間以内の作業時間での運用を想定している。 5.1. 信頼性要件 (2) 要件の定義及び要求水準 ロ 障害復旧時間の定義と要求水準 [追加] (イ)((中略) ニ 目標復旧時点の定義と要求水準 [追加] (ロ) 要求水準 業務に関するデータはジャーナルログ、アーカイブを使用し、障害が発生する直前のトランザクションの処理が完了している時点まで復旧するものとする。 ただし、システム領域については、直前のバックアップ取得時の時点に復旧するものとする。

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
30	仕様書本文	45～48	4.2.～5.4.	規模・性能要件、信頼性等要件	46ページ(3) イ『本番環境のデータベースの更新の都度、リアルタイムデータで差分ログファイルをバックアップ環境に転送し、大規模災害に備えた遠隔地でのデータ保全をすること。』 48ページ ニ(ロ)『業務に関するデータはジャーナルログ、アーカイブを使用し、障害が発生する直前のトランザクションの処理が完了している時点まで復旧するものとする。』 とありますが、バックアップ環境に求める要件としては、以下の理解で正しいでしょうか。 ・本番のデータベースに更新がかかった情報を差分ログとしてバックアップセンターに転送し、災害発生時の極力直前に近いデータをバックアップセンター側で稼働可能とする。	バックアップ処理の要件と、復旧に関する要求水準をあわせて提案することが望ましいため。	有	ご認識のとおり、本番環境の罹災時には、災害による停止直前の本番環境のデータベースのデータとバックアップ環境のデータベースが同期することを要件としております。 要件を明確にするため、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 4.2. 性能要件 (3)バックアップ処理 バックアップ処理については、次の要件を満たすこととし、詳細については、「法人番号システムの要件定義書及び基本設計における中間成果物等」の閲覧により確認すること。 イ　遠隔地バックアップ 法人番号システム機器設置施設等の大規模な罹災に備え、本番環境のデータベースは、更新の都度、差分ログファイルをバックアップ環境に転送する等の方式により、バックアップ環境のデータベースが、本番環境のデータベースのトランザクション処理が完了した時点に同期が可能であること。 また、関係システムから連絡されるの受領データについても、受信領の都度、バックアップ環境に転送するなどして、データを保全することを可能とすること。 ロ　設置施設内バックアップ 法人番号システム機器設置施設及びバックアップシステム機器設置施設においては、データの論理障害及び物理障害に備え、以下の(イ)及び(ロ)のとおり、ストレージ(SAN)及びLTOライブラリ上にバックアップデータを作成すること。 (イ)　業務データ 法人番号システムの業務データ（データベース、業務データファイル、業務アプリケーション及びミドルウェアのログ等）については、オンライン終了後おおむね1時間以内の実作業時間でバックアップデータを作成する運用を想定している。 (ロ)　システムデータ システムデータ（OS、ミドルウェア及びアプリケーション等）については、保守作業時に作成することを想定している。 5.1. 信頼性要件 (2)　要件の定義及び要求水準 ロ　障害復旧時間の定義と要求水準 障害復旧時間の定義と要求水準は、以下のとおりとし、詳細については、「非機能要求グレード表」の閲覧により確認すること。 (イ)(中略) ニ　目標復旧時点の定義と要求水準 目標復旧時点の定義と要求水準は、以下のとおりとし、詳細については、「法人番号システムの要件定義書及び基本設計における中間成果物等」の閲覧により確認すること	4.2. 性能要件 (3)バックアップ処理 バックアップ処理については、次の要件を満たすこと。 イ　データベースリアルタイム連携 データバックアップ処理については、本番環境のデータベースの更新の都度、リアルタイムデータで差分ログファイルをバックアップ環境に転送し、大規模災害に備えた遠隔地でのデータ保全をすること。 ロ　ディスクコピー データベースの論理障害及び物理障害に備え、ストレージ(SAN)及びLTOライブラリ上にバックアップデータを作成すること。 なお、バックアップデータの取得については、オンライン終了後おおむね1時間以内の作業時間での運用を想定している。 5.1. 信頼性要件 (2)　要件の定義及び要求水準 ロ　障害復旧時間の定義と要求水準 [追加] (イ)((中略) ニ　目標復旧時点の定義と要求水準 [追加]

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
31	仕様書本文	48	5.1.	信頼性要件	「イ目標復旧時点の定義と要求水準 （ロ）要求水準」に、「トランザクションの処理が完了」と記載されていますが、関連DBへの更新は同一トランザクション内で完結（整合性が保たれる）と理解してよいでしょうか。	左記の解釈が出来ない場合、本番環境と別環境（バックアップ環境等）のDBとの整合性を保つため、DBMSだけでは整合性がとれず別の情報を連携したうえで、アプリケーション開発事業者側で最終的な整合性を取る必要が生じます。 例えば、大量のデータを処理するバッチ処理では業務アプリケーション側の責務で、一定件数ごとにコミットする等、独自のトランザクション単位を形成し、ロールバックに当たる処理もDBMSに依存せず、業務アプリケーションとして独自につくりこんだ再処理を行う場合が想定されます。（例：初期の法人番号付番処理等での大規模データバッチ処理） この場合、業務アプリケーションが生成する中間ファイル等についても、復旧のための情報として連携が必要なケースが想定されます。	有	ご認識のとおり、関連DBへの更新は同一トランザクション内で完結（整合性が保たれる）することとなります。 また、業務アプリケーションが生成する中間ファイル等についても、復旧のための情報として連携が必要な場合、再処理を行うなど運用設計にて明確にすることとしています。 なお、本項目で「トランザクションの処理が完了している時点」に復旧するものはデータベースであるため、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 5.1. 信頼性要件 (2) 要件の定義及び要求水準 ニ 目標復旧時点の定義と要求水準 目標復旧時点の定義と要求水準は、以下のとおりとし、詳細については、「法人番号システムの要件定義書及び基本設計における中間成果物等」の閲覧により確認すること。 (ロ) 要求水準 データベースはジャーナルログ、アーカイブを使用し、障害が発生する直前のトランザクションの処理が完了している時点まで復旧するものとする。 ただし、システム領域については、直前のバックアップ取得時の時点に復旧するものとする。	5.1. 信頼性要件 (2) 要件の定義及び要求水準 ニ 目標復旧時点の定義と要求水準 [追加] (ロ) 要求水準 業務に関するデータはジャーナルログ、アーカイブを使用し、障害が発生する直前のトランザクションの処理が完了している時点まで復旧するものとする。 ただし、システム領域については、直前のバックアップ取得時の時点に復旧するものとする。
32	仕様書本文	48	5.4.	業務継続性要件	受託者は・・・当庁の指示によりバックアップシステムへの切替を行い、業務運用の継続を可能とすること。 との記載がありますが、、機器調達業者としてどこまでの対応が必要か、運用業者との役割分担も踏まえご教示いただけないでしょうか。	作業範囲を明確にするために確認させて頂きました。	有	バックアップシステムへの切替作業については、具体的には当庁及び運用支援業者の操作により実施することとなりますが、切替作業後のシステム機器の正常性の確認作業等に機器提供業者は従事する必要があると想定しています。 また、バックアップシステム切替訓練については、機器提供業者にバックアップ環境の正常稼働の状況の取りまとめ等を実施していただくこととなります。 いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 5.4. 業務継続性要件 障害発生時又は災害発生時にも継続して業務の運用を可能とするため、受託者は、バックアップシステム機器設置施設内に本番環境と同等の機能を有した環境を構築すること。 なお、広域災害や本番環境の障害等により本番環境によるサービス提供が困難であると認められる場合、当庁の指示によりバックアップシステムへ切替えを行い、業務運用の継続を可能とすることとしている。 また、受託者は法人番号システムの開発業者が行う運用設計に協力しサービス停止からバックアップシステムへの切替え、業務運用再開までに要する期間は、災害等の発生日を含み3日以内とすること。 表13 役割分担表 項番 項目名 受託者 運用支援業者 8.2.3. バックアップ切替訓練 △ ◎ 8.2.3. バックアップ切替訓練 バックアップ切替訓練は、障害発生時又は災害発生時にバックアップシステムへの切替えを円滑に行い、「5.4. 業務継続性要件」に掲げる業務運用の継続を確保するため、原則として、年1回バックアップ切替訓練を実施することとしていることから、受託者はバックアップ切替訓練に参加し、異常が無いことを確認の上、「バックアップ切替訓練結果報告書」を提出すること。 なお、当庁及び別途調達する運用支援業者と連携を行い実施すること。	5.4. 業務継続性要件 障害発生時又は災害発生時にも継続して業務の運用を可能とするため、受託者は、バックアップシステム機器設置施設内に本番環境と同等の機能を有した環境を構築し、広域災害や本番環境の障害等により本番環境によるサービス提供が困難であると認められる場合、当庁の指示によりバックアップシステムへ切替えを行い、業務運用の継続を可能とすること。 また、サービス停止からバックアップシステムへの切替え、業務運用再開までに要する期間は、災害等の発生日を含み3日以内とすること。 表13 役割分担表 項番 項目名 受託者 運用支援業者 8.2.3. バックアップ切替訓練 ◎ △ 8.2.3. バックアップ切替訓練 受託者は、障害発生時又は災害発生時に、バックアップシステムへの切替えを円滑に行い「5.4. 業務継続性要件」に掲げる業務運用の継続を確保するため、原則として、年1回バックアップ切替訓練を実施し、「バックアップ切替訓練結果報告書」を提出すること。 実施に当たっては、実際の障害又は災害が発生したことを想定し、別途調達する運用支援業者と連携を行い実施すること。

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
33	仕様書本文	49	6.2.	政府機関の情報セキュリティ対策	ウイルス対策として実施するパターンファイルの更新及びセキュリティパッチの適用にあたっては、動作確認を行った上で適用すること。 との記載は、サーバ機器、端末いずれに対しても実施するとの認識でよろしいでしょうか。 また、機器調達業者としてどこまでの対応が必要か、運用業者との役割分担も踏まえご教示いただけないでしょうか。	作業範囲を明確にするために確認させて頂きました。	有	「6. 情報セキュリティ要件」の項目は、法人番号システムに係るセキュリティ要件を示しており、具体的な作業要件を示しているものではありませんが、役割分担を明確にする必要があることから、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 8.2.5. バージョンアップ作業 (5) ウイルス対策ソフトウェアのパターンファイルについては、定期的に更新することとしていることから、受託者はウイルス対策ソフトウェアのパターンファイルを入手し、当庁に提供すること。 なお、パターンファイルの更新は、運用支援業者において行うこととしていることから、法人番号システムの開発業者が行う運用設計に関して、受託者は効率的に更新作業が行えるよう、実現方法を説明するなど支援すること。	8.2.5. バージョンアップ作業 (5) ［追加］
34	仕様書本文	49	6.2.(2)	ウイルス対策等	「法人番号システムに接続するサーバ及び端末にはウイルス対策ソフトウェアを導入すること。」という記載がありますマルチデバイス検証用スマートデバイス(Android)に対するウイルス対策ソフトウェアをソフトウェアが必要と考えれるため、導入ソフトウェアとして追加頂けますでしょうか。 （iOSについては、不正プログラム対策を行うためのウイルス対策ソフトウェアが存在しないため導入できません。） 上記ウイルス対策に関連し、スマートデバイスに対するウイルス対策ソフトウェアのパターンファイル適用方式設計（例：運用員がスマートデバイスにSIMカードを挿入し、3G回線経由で直接ベンダが提供するアップデートサーバに接続する等）について情報の提示をお願いします。 （別紙6 ネットワーク構成図（法人番号センター）ではIP-VPN網に接続しているだけでインターネットに接続されていないため。）	ウイルス対策の実施有無、実施する場合の実現方式に応じて、作業工数が変わり、見積に影響するため確認しております。 また、貴庁「国税情報システムに係るセキュリティの確保のための実施規則及び同実施細則」に基づき、スマートデバイスに対する不正プログラム対策の実施細則についても確認が必要と考えております。 ＜ご参考＞ 現時点で最新版となる「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成24年度版）」では、下記の通り記載されています。 http://www.nisc.go.jp/active/general/kijun24.html (2)「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」（平成24年度版）P.11 『2.2.2.2 不正プログラム対策 遵守事項 (1) 情報システムの構築時 (a) 情報システムセキュリティ責任者は、電子計算機（当該電子計算機で動作可能なアンチウイルスソフトウェア等が存在しない場合を除く。以下この項において同じ。）にアンチウイルスソフトウェア等を導入すること。』	無	マルチデバイス検証用スマートデバイスについては、検証環境の公表機能のHPに係る画面表示の確認のみに使用し、インターネットに接続しないことから、ウイルス対策ソフトウェアの導入は行いません。 したがって、調達仕様書の修正は行いません。	

「法人番号システムの機器等借入及び保守」調達仕様書（案）に対する意見招請の結果について

意見番号	意見対象	ページ	項番	項目名	意見	意見の趣旨	修正有無	対応内容・理由	旧（仕様書案記載）
35	仕様書本文	50	6.2.(4)	ぜい弱性対策	マルチデバイス検証用PC、同スマートデバイスのOSアップデート、セキュリティパッチ適用にあたり以下を確認させていただけますでしょうか。 (1)マルチデバイス検証用スマートデバイスのOSアップデート、セキュリティパッチ適用についてどのような運用を想定されているのか確認させていただけますでしょうか。 (スマートデバイス、Macについては手動でのアップデート、Windowsについては運用管理ソフトウェアによる実施等） (2)法人番号センターに、法人番号システムの検証を実施するための検証環境(PC,モバイルデバイス）がありますが、これらの機器類がインターネットに接続可能な経路が法人番号センターに設置するマルチデバイス検証無線ルータ等無線LAN環境あるいは、センタ内の有線LANを介して確保されている必要があるため、インターネット接続が可能かを確認させていただけますでしょうか。	構築期間中にOS脆弱性が発覚した場合、OSアップデートが必要となりますが、実施にあたり、運用管理システムの有無、インターネットに接続できるネットワーク環境の有無により手動でのパッチ適用か、オンライン経由での自動アップデートが可能かで作業工数が異なり、費用見積に影響するためです。 開発業者が想定している運用方式によっては追加で、無線Wifiルータ等のインターネット接続可能なネットワーク環境、デバイス管理用PCとiTunes等のソフトウェア導入が必要になり、仕様書（案）の変更も想定されます。	無	(1) マルチデバイス検証用スマートデバイスについては、検証環境の公表機能のHPに係る画面表示の確認のみに使用し、インターネットへの接続は予定していません。 　なお、OSのアップデート及びセキュリティパッチの適用は手動による適用を予定しています。 　したがって、調達仕様書の修正は行いません。 (2) 検証環境は、当庁施設内の検証環境用機器のみに接続し、インターネット接続可能な経路は有していないことから、「8.2.5.(5) ウイルスパターンファイルの更新」と同様の作業を予定しています。 　したがって、調達仕様書の修正は行いません。	
36	仕様書本文	62	8.2.	保守	モノクロレーザープリンタの消耗品には、トナーは含まないとの認識でよいでしょうか。	P.25のハードウェア要件に「定着ユニット、ローラーキット等」との記載がありました。トナーは有償の消耗品扱いとなるため、要件を確認させて頂きました。	有	モノクロレーザープリンタのトナーは、別途、当庁において消耗品として購入することを予定しています。 　いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 3.2.1. ハードウェア要件 ⑳　モノクロレーザープリンタ (構成) その他 (構成要件) 設置時の稼働確認用として別途交換用のトナーを１本用意すること。また、定着ユニット及びローラーキットが必要な機器を提案する場合、これらを装填した状態で納入すること。 なお、納入後は定着ユニット及びローラーキットの提供及び交換についても、保守作業として対応すること。	3.2.1. ハードウェア要件 ⑲　モノクロレーザープリンタ (構成) その他 (構成要件) 設置時の稼働確認用として別途交換用のトナーを１本用意すること。また、定着ユニット及びローラーキットが必要な機器を提案する場合、これらを装填した状態で納入すること。 なお、納入後は定着ユニット、ローラーキット等の消耗品の提供及び交換についても、保守作業として対応すること。
37	仕様書本文	72	10.8.(1)	書類の閲覧	書類の閲覧対象として、「法人番号システムの基本設計書 」等、法人番号システムの設計情報を確認できる資料を追加するようご検討いただけますでしょうか。	ソフトウェア製品について基本設計書を閲覧することで、基本設計書に記載された機能に対して、ソフトウェアの機能不足が発生しているかの確認をするために当資料が必要と考えられるためです。 同様に製品名称が指定されてるソフトウェアについても代替製品の提案可能性について調査するためにも同資料の閲覧が必要と考えます。	有	機器等の選定に必要となるドキュメントについては閲覧にて対応したいと考えております。 　いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書を修正します。 10.8. 書類の閲覧及び契約締結後の貸与 (1)　書類の閲覧 　提案書等の作成に当たり閲覧の希望をする者には、以下の書類の閲覧を認める。 　閲覧を希望する者は、別添「閲覧実施要領」に定める所定の手続きにより当庁へ閲覧の申請をすること。 イ　法人番号システムの要件定義書及び基本設計における中間成果物等	10.8. 書類の閲覧及び契約締結後の貸与 (1)　書類の閲覧 　提案書等の作成に当たり閲覧の希望をする者には、以下の書類の閲覧を認める。 　閲覧を希望する者は、別添「閲覧実施要領」に定める所定の手続きにより当庁へ閲覧の申請をすること。 イ　法人番号システムの要件定義書